

大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会（第6回）議事要旨

(開催要領)

- 1 日時：平成22年11月2日（火）17：00～19：00
- 2 会場：日本学術会議 6-A(1)(2)会議室
- 3 出席者：北原委員長、高祖副委員長、藤田幹事、本田(孔)幹事、長谷川委員、有本委員、塩川委員、久本委員、増淵委員、河合委員、川嶋委員、広田委員、本田(由)委員、吉田委員、唐木委員、室伏委員、松本委員、北村委員、澤本委員、三田委員、尾浦委員

事務局：廣田参事官

1. 回答「大学教育の分野別質保証の在り方について」取りまとめ後の対応等について

北原) 資料1-1～1-3のとおり、8月17日に文部科学省に回答を手交して以来、様々なマスコミに取り上げられたり、大学関係者、経済団体や国会議員に説明に行ったりといったことがあった。就活のことについては大きく取り上げられたので、高祖副委員長より若干補足願いたい。

- 今、北原先生からご紹介頂いたような展開があったが、ご存知のようにマスコミに流れると、今回の提言が大学の教育の質保証ということがメインであるにもかかわらず職業との接続の方に報道の焦点が行ってしまい、その中でも「卒業3年は新卒扱い」というところばかりに注目が集まっていた。

私が色々なところに出ていって説明する際には、報告書の趣旨についてかなり力を入れて説明しているが、それでもあるマスコミの方から「なぜ3年なのか、なぜ2年ではいけないのか、あるいは5年ではだめなのか」というようなことを問われ、失礼とは思ったが報告書を読んだのかどうかを確認すると、読んでいないという返事が来るようなこともあった。報告書では「少なくとも3年程度は」と柔軟に捉える言い方をしているが、むしろマスコミの方はそれを短縮して捉え、大学教育の質保証という本筋と繋げて考えているか、というと、こちらの趣旨はあまり顧みられていない。

ただ、この報告書に関心が集まること自体は良いことであり、色々な関心と切り口があるにしても、それを本来の姿のところ繋いでいけば良いわけで、それを実際にどう繋いでいくかという努力がいるのだろうと考えている。他方で、これだけ社会が「大学と職業との接続」の問題に関心があるということは、私たちが非常に大事なポイントを付いたのだということであると思っているので、報告書本来の趣旨とのズレはあまり深く考えず、今後良い展開になるように進めていきたいと思っている。

ただ、これが一過性で終わらないように、どのようにしてこれを教育の面や職業との接続の面に改革をもたらすような方向に持っていくかというのが、これからの課題だと思う。今日ご審議頂く分野別の質保証の在り方、参照基準等のところは、やはり大きなポイントとなるかと思っているので、じっくり審議頂いて良い方向に展開できるよう、ぜひよろしくお願ひしたい。

北原) 私自身、この報告書を教材として、「教養とは何ぞや」というディスカッションを学生たちと行っている。特に第3部のところは、学生が非常に就活に関心を持っていますので大変参考になっている。

高祖副委員長から説明があったように、例えばある新聞に掲載された図では、報告書に書いてある図の一部が省略されているなど、とにかく「3年延ばす」というところが非常に強調されている。また自分が出演したテレビ番組ではそこをかなり強調していたので、まず、この全体像が大事なのだということを伝えた。色々な機会に、参照基準を含めた大学の教育、ひいてはその教育全体を全部可視化するというのをぜひ話してもらえればと思う。

また、10月の学術会議総会では、資料1-3によって審議経過を説明し、参照基準の内容も説明した。「21世紀の協働する知性を滋養する学士課程教育の質保証」というのが我々の大きなテーマであって、5番目の図を示しながら、学術コミュニティは参照基準を策定し、各大学の資源・特質を勘案して各大学で教育課程を作っていく、その参照基準を作るにあたっては大学教育を可視化する、それは初頭・中等教育の側からも社会の側からも良く見える形にする、一人の子供が初頭・中等教育から専門的職業人・市民社会に行くまでほぼ一貫したその教育の可視化された教育の中で育っていく、全体が協力して努力をしていくというより他にはない、という話をした。その後、教養について、参照基準の話を具体的に説明した。8ページのような参照基準と各大学の教育課程について述べ、それから、参照基準の主な要素としては、各学問分野の特性をきちんと教育すること、それに基づいて基本的な素養を維持していくという内容で話した。そしてこの回答の内容をかいつまんで説明した。当面30程度の分野を3年間かけて参照基準を作るということで、13番目の図にあるように平成22年度に、人文社会科学分野で二つほど、理工系分野は今年度にもまず全体の議論を行ってから、来年度に理系を二つそれから工学系の全体の議論をした上で3つぐらいの策定を予定

している。それで理工系分野全体の基本方針のイメージでは、「世界の認識の仕方」という軸と「世界への関与の仕方」という軸で理工系全体を密接かつ各分野の教育をこういう大きな視点で一度括ってみよう、我々の間で議論しようということになった。それから教養教育については、15～16 ページの内容を回答の文章に従って説明した。教養教育が科目上は教養教育・専門教育とに分かれているが、それはどちらがどちらの準備という意味ではなくてそれらは二つともコンセプトの違うものであって、それを両方一緒に行うということが大事なことだとことを説明した。それから大学と職業との接続については、当面の就職問題への対応、そして今後どうすべきかということ、19 ページで大学教育の職業的意義の向上、それから大学の内容と求める人材像との適合性、それからキャリア教育をどうするか、ということをして 20 ページの図で説明した。

最後に大学コミュニティで相互に支援体制を作ることが大事であるという、これは大学を横断的な FD とか国公立やそういう認証機関なども含めて大学コミュニティを構成する幅広い関係機関が連携協力するということを書いている。さらに社会全体の連携。つまり大学・教育界のみならず、産業界・労働界・政府全部を含めて大学教育の質の向上をがんばろうという話であり、総会では一応のご了解を頂けたものと思っている。

これからの作業としてはこの 13 ページの策定作業の工程表に従って、一つ一つこなしていけばよいかと考えている。今日はその作業について考えていきたいと思う。

2. 分科会の設置について

(1) 学位問題の分科会

北原) 学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会というものを設置したいと考えている。これは元々文部科学省から諮問を受けた内容の中の質保証のところ、その学位に付記する専門の分野の名称のうち非常に多様化しているものについて、これをもう少し整理できないかという諮問を受けております。これについて本田先生の方からご発言をお願いしたい。

- 今までの議論の途中で何回かでてきた学位に付記する専攻分野の名称の問題だが、学位証書の学位 () というその括弧に現在約 500 種類ぐらいの名前が存在している。ここに、ある程度のいわゆる約束事というものが必要ではないかと思っている。この問題はやはり放置できないと思います。また、英文表記の問題もあり、外国から留学生がたくさん来て、その人たちが母国へ持って帰る学位の中には英文で訳されるものもあるが、それが非常にあいまいで日本語の実態を反映していないことがあるようで、その実態さえも分かっていないという状態である。これらの問題について議論しようというように考えて

いる。よって、この委員会はこの後で審議する参照基準を審議する分科会とは全く性質が違う。各分野の先生を全部網羅する必要もないと考えているので、幹事の藤田先生と私と当事者の吉川委員、吉田委員、小林（信）委員と、それから吉川委員のところで、この学位の名称問題を専門的に研究している濱中義隆先生という准教授がいるので、まずこの方を特任連携会員として迎えてスタートしてみても銅貨と考えている。

廣田) 資料2-2は、これは吉川委員が本日欠席のため、作成頂いたものである。審議の目的のところ、今までの経緯を中教審の答申等も含めて作成して頂いたが、特に2の検討事項は名称の在り方に関するルールということで、その階層構造が英文の場合は一般的に用いられているものがあるが、日本はただ括弧何々というだけで階層構造の表記ができるようになっていない。二枚目の上半分はそういった階層構造についての目的や規則が記載されている。学位規則はそこに記載されておりますとおりで、学士・修士・博士と皆ひとしなみの記載の仕方になっているが、他のところでも関わってくる可能性もある。設置委員会届出制度での判断基準に付される学位の分野との関係も考慮する必要があるし、それから中教審等の手続きとの関係を考慮する必要もある。これらのことを当初の問題意識として審議を開始して頂くことが想定されていると思う。

北原) 英語の表記問題は国際的に通用するということが重要であり、諸国に通用する三段階のレベルがある。“Bachelor, Master, Doctor of ~ in ~”等と記載されるようで、日本はまだこういう形に整備されていないというのが現状であり、そのような階層を作るときに学問分野というのをどのように階層化するかという結構大事な作業になると思う。ここを少し整理していこうということになる。メンバーに関しては今本田幹事からご紹介のあったメンバー6人でよいかどうか、関心のある方はぜひ参加して頂ければと思うので、後でも結構なので連絡頂きたい。

ではこれで学位に付記する名称の在り方検討分科会は発足させたいと思う。

(2) 言語・文学教育の分科会

北原) 次に言語・文学教育分野の参照基準検討分科会を発足させたいと思う。これは資料1-3の13ページの工程表に基づくものであり、この表のとおり言語・文学と法学分野をこれからスタートさせたいと考えている。最初に言語・文学分野の分科会について塩川委員に説明頂きたい。

- この問題については、昨年から委員長の北原先生が参照基準策定を行う分野をどうするかについての検討を行うように各部に提示され、そのうちのどこか

ら取り掛かるかということもまた提案されていた。それで私の所属する言語・文学委員会にも話が回ってきた。言語・文学委員会の中でも検討したが、文学が学問であるかということから始まって、文学とはあまりにも漠としているのではないか、あるいはこういうことに対して抵抗を感じる方もいて、随分意見がでたが、逆に文学はかなり狭い範囲の中に閉じ込められているだけでなく、学部の看板の架け替えも起こっているという状態である。やはり文学、それから文学の媒体である言語というものが何であるかということを考えることが大事ではあるまいかという意見が強くなり、3月頃にこれは前向きに検討しようということになり、5月以降その中でその審議体制をどうするかということについてワーキンググループを作って協議を進め、9月には質保証委員会の北原委員長や広田委員にも会い、基本方針をどうするかということを決めた。最初から質保証委員会からの提案には言語・文学分野から始めると書いてあるが、これは我々の委員会が言語・文学であるということもあり、それからでてきた意見としてやはりその言語と文学を分けない方がいいということが大勢を占めたので、言語・文学という、分野、言葉というものが人と人を繋ぐ最も基本的な人間の営みを基本的な出発点として審議を進めることになったそしてこの9月19日に言語・文学委員会合同分科会を開き、そこで参照基準を策定することについて委員会としての了承を得て、分科会の委員候補の具体的な人選をその9月の中旬以降に言語・文学委員会の側で探し、10月の始めには質保証委員会と言語・文学委員会のワーキンググループの打ち合わせを行った。この時に北原委員長と広田委員なども出席し、言語・文学の方からはドイツ文学の柴田翔先生と私それから廣田参事官でどのような人選を行うかについての検討をした。結果、資料の3-2のとおり、全部で14名の方々の名前が候補として上がった。言語・文学という雲を掴むような分野であり、学問と言えるかどうかということもあり、審議を進める際に隣接する他分野とかそれから異なる分野の人の意見を聞くこと、それから大学の多様性それからまた文学というのは他の創作を行う人たちも入り、また、今の文学というのは映像やアニメーションとも関係がでてくるので、そういう方々を言語・文学委員会の委員だけで探すことは難しかったが、質保証委員会の先生方や事務局の協力も得て、今ここにありそうな名簿が上がってきているという状況である。

北原) 文学というある意味で一番オーソドックスな部分で、かつ今、色々と広がろうとしているところで何かその教育を、学生の視点から文学の在り方や文学の利点を考え直してみようということなので、うまくいくと良いと期待している。特に今、文学は看板を架け替えている大学が多くなっているので、この、文学系の教育はいったい何をすべきか、ということをしちゃんと提案して頂けるとありがたいと思う。

- この課程は問題が大きいとともに期待もしている。教養教育におけるコミュニケーション能力の育成や芸術ということと文学教育というのは深く関わるので、その点で参照基準をつくるのは困難ではあると思うが、逆にだからこそやってみた方がいいのではないかという雰囲気になっている。
- 最近、個人的に「言語の生物学」という本を編集したが、言語学という分野が今、非常に自然科学の諸領域とクロスオーバーし始めている。言語学という領域が古典的な文学部の言語学だけでは社会的に充分ではないのではないかというように最近考えてり、ぜひ言語学等々のことを考えるときには自然科学の方にも目配りしてもらえたらと思う。
- そのためにも、異分野の人が分科会の審議に参加した方が良いと思います。

北原) 関連分野並びにその異分野の方がこの委員会に入って広い立場で議論して頂けるとありがたいと思う。

- この候補者で十分だとはもちろん考えていないが、言語学の問題について言いつ、この一覧の中では、例えば言語・文学委員会委員長の庄垣内先生をはじめ、言語学の専門家の先生を数人選んでいる。言語と文学を切り離すのではなく、言語・文学という幹のところをやろうということである。
それから、他分野と言えるのかどうか分からない問題だが、質保証委員会の委員からご助力を頂いて、当初候補者を探しているときには、どちらかというアカデミズムに属していて、旧来の意味での言語文学の専門家を対象としていたが、言語・文学のいわゆる下位区分としての日本文学・イギリス文学・ドイツ文学というようなことを考えるより、やはり文学とは何かということについて、また、複数の文学あるいはその越境する文学というようなことをやっている人に注意を向けた方がよいというような観点で選ぶ努力をした。その後、他分野ということで演劇や、それから例えば源氏物語が漫画で読まれている時代なので、そういう方面についても詳しい方、自身が創作をすると同時に教育に関わっている人も必要だろうと考え、それらに携わる人を選定した。
- 先程指摘のあったことと関連するが、今、脳科学委員会などで言語と脳科学との関係がかなり議論されている。だから、今説明のあった方々の中には純粋な言語学・文学から少しはずれた分野の方々もいらっしゃるかもしれないが、もっと広い分野から、例えば自然科学の分野で実際に脳科学を研究している方とか、生物の生態に詳しい方なども委員に加わって頂いた方が、議論にもっと深みができるのではないかと思う。

北原) あまり広がり過ぎても困ると思うが、大事なことは言語・文学とは何かという議論の中にそのさらに外に広がる要素を含めたような提案がでてくると一番良いと思う。全部をカバーしているというよりは、「むしろこうなんだけど、それはこう繋がっている」というような形や物がでてくると良いと思っているので、ぜひそういう方が理系文系あと一人二人入って頂ければよろしいかと思う。

この前、言語・文学委員会の先生の話を知ったら、これはかなり面白い委員会になりそうだなと思ったので、私も参加したいと思っている。あともう一人くらい入った方がよいのではと思う。川嶋委員はいかがか。

○ 委員長からのご指名であればやぶさかではない。

北原) それではお願いしたい。

(3) 法学教育の分科会

北原) 次に法学分野の分科会について、河合委員よりご説明願いたい。

○ この法学分野の分科会で何をやるのかという内容の話をして頂く。法学というのは、専門分野の典型みたいなもので、〇〇法というのがあり、その守備範囲が非常にはっきりとしているものの積み重ねである。それを教えるということならば、皆すぐに教えられるが、おそらくこの元々の話からしてそんな話とは全然違うことだと思う。

そもそも大学に人口の何割が通うのかということから考えなければならない。これが5割なのか7割なのか。法学部に入る学生が全員法律の専門家になる必要はない訳で、一番上グループの大学の法学部出で、国家I種を受けたり法科大学院に入学する人たちは対象外と考えても、その次レベルの層があり、さらに大学進学率が7割であると想定するなら、もうひとつ下のレベルの層も考慮する必要がある。全く普通の社会人になる人に、どのくらいの法律学を知ってもらおうかというレベルまで考えなければいけないということだと思う。

そのように考えると、これまでに色々ある実績などはむしろかなぐり捨てないと難しいと思う。もっと社会にでてから役に立つ教育を考える必要があるのだと思う。例えば刑事法などはこれまでの日本社会では知らなくてもよく、むしろ一生知らないで済む方がよい人生であったというようなところがあった。民法もほぼ何も知らなくても生きていける、もっと言えば法律を知らないでも生きていける、というのが今までの日本だった。しかし、これからはそうではなくなるという非常に大きな動きが社会の中にある。刑事法の知識も、裁判員という制度が成立したので必要になってくる。そういう大きな変化もにらみながらいかなけれ

ばならないと思う。

そのように考えると〇〇法を学ぶ、といったものとは性質が違うと思う。例を挙げると、例えば普通の日本人のライフスタイルでは、一生に一回は不動産を買ってマイホームを建てると思うが、どうすれば買えるのかというようなことは全然教えない。また、例えば保険や税金を納めることなど、社会人として知っておくべきことというのを丁寧に並べたり、労働法も法律学という形でなく、どんな権利を労働者として知っておくべきであるか、要するにどんなトラブルが一番よく人生の中で出会う、それをどう解けば良いのか、ということ学ぶことが本当に役に立つのではないか。そうするとこれまでの教育と違う形で教えなければならぬということになる。また、法学部のカリキュラムではなくても、一般教養に法学という科目が多くある大学であると思うが、その教科書もたくさん出版されている。しかし、それぞれどれかの分野の専門家が法学の教科書を書いて、中にもさすがに視野の広い方の書いたとても良い本もあるが、そういうものでもないのではないか。

私が今申し上げたようなトーンで整理していったら、それで7割の人が大学に入ってくるのを想定したときの、まさに「まともな社会人」をつくるというのがひとつ、また、これまでの「普通の法学部出」のような人が求められるラインで、ということで、例えば企業に勤められて会社の役員になったときにこのぐらいは知っておかなければならないというようなラインもあるかと思う。そういうものも合わせて二つのものが出せたら、見た側にとっても参考になるのではないかというのが、私の原案的なレベルで考えていることである。そのようなことを議論してきたと思う。

廣田) 若干補足すると、学術会議でこの分野別が議論を進めていく場合には30ある分野別委員会との連携というのが非常に重要になると考える。言語・文学分野も、言語・文学委員会と相談しつつ進めており、法学についても法学委員会と相談しながら進めていきたいと思っている。10月4日の総会時に法学委員会拡大役員会を開催頂き、まずこの参照基準を法学の分野で最初に手がけるものとして想定頂くことを了解頂きまして、先日の法学委員会拡大役員会で具体的な人選について議論をして頂いた。基本的にはその法学委員会でも来期第22期も任期がある会員の方にこの分科会に参加して頂くこととし、それでカバーできない分野については分科会の委員の方から若干補い、かつこの大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会の委員で、法学の分野である河合先生と浦川先生にもご参加頂きたいということで、今メンバーが決まりつつあるという状況です。ただ、こういうことで現在2名がこの委員会からも参加する予定ですが、教育分野の専門家のような方に参加頂いて、全体の進行に関わってもらうことも必要かと考えている。

北原) 河合先生が説明した「まともな社会人」を作るというレベルのものと、法律専

門家のもの、その二つの提案ができるの良いと考えている。私たちは本当に法律とは関係なく生きているが、もこれからはそうはいかないだろう。それが一般の社会で、自分の身を守るためにも、社会に参加するためにも、社会人あるいは市民として知っておくべき、あるいは持っているべきリーガルマインドというものがあるだろう。そういうことで骨格ができあがるのと同時に、この法律専門家として社会をリードしていく、そういうところも考えていくという形だと思う。

- 管理職になった場合に、知っておかなければならない、法律で動くなら絶対に知っておかないといけない、という意味である。
- 法学分野では、可能性として、ひとつではなくふたつ以上のモデルを作ることになるかもしれない、という趣旨の発言の背後にあるのは、今の説明にあった一番目二番目ということか。
- 大学に人口の何割ぐらいが入学することを想定するのかというのがはっきりしておらず、色々な部分が流動化している状況であるので、二つ出した方が、何が言いたいのかもものすごく分かり易くなるのではないかと思う。いきなり7割入学した場合の先程の案を出すと、多分非常な拒否反応がくるようなことも予想されるので、そういう点もまた多少念頭に置いている。
- 元々この参照基準は、社会が中心になってその中の学問の位置関係を言うのではなく、どちらかというところ、その学問の固有のものは何であるかということから始めるものだと思う。参照基準とは何かというところが一番目のところで、それに対して社会がどう関わってくるかというのが二番目だと思う。だから、社会から始まってそれで自分たちの法学の位置関係を絵に書くことは逆なのではないか。この参照基準は使う側が社会へ発信するのではなくて、カリキュラムをみて教育のシステムを作ろうとする側をターゲットにしているので、そういう意味から言うと、そもそも法学というものは社会と離れることは難しいかもしれないが、法学とはどういうものであるか、というのもまずあって、その次にその在り方に対して現代社会がどういう関わりを持っているか、というのが学問分野の固有の特性のあたりに該当する。もう少し言うと学生が身につける基本的な素養、法学を修めて社会に出て行く学生はどうあるべきなのか、その学生を育てるための学習の方向性の評価はどうすべきか、というのがさらに次に来る。学術会議がやるということなので、学問学術がまず中心にきて、それからの議論から始まらないと逆に社会の方に学問が振り回されてしまうように思われる。

少々悪い言い方をしたが、中心で始まるところが大事なところということである。先程言語・文学のところでもそれを感じたが、広がっていけばどこまででも

広がっていくので、最初はやはり基本の学問というのはやや古いかもしれないが、学問から始まってそれで今の社会とか、学生に繋がっていくやり方がこの参照基準の元々の考え方ではないかと思う。

- ある意味では一番、急所をつかれたというのが正直なところで、私の考えはまさにご指摘のとおり反対側から来ているが、何々法の専門家がたくさん集まる委員会なので、何々法から出発し過ぎるのを何とかしなければいけないという委員会になるのが現実である。最初に説明したように守備範囲が決まっているので、それぞれ何々法の代表的な方がほぼ委員を埋め尽くしてしまう中で私が一人で対峙するというのが実は現実である。参照基準を出すときには、今お説明したようなこととは反対に出していかなければいけないということはもちろん承知しているので、反対から行って戻ってきたいというように考えている。

北原) 二つあるとしても、それを束ねるひとつの大きなコンセプト、「法とは何か」というものがあるということか。

- なかなか難しい。私は理学部、文学部と渡り歩いて法学部にいきまして、はっきり申し上げて法学部の何々法というのは学問なのかどうかもやや疑問がある。実務と繋がっていると言えば繋がっているけれども、それは裁判所の実務と繋がっているだけであり、実際の社会とはもう信じられないほど切れていたという部分もあるし、しかしながら繋がっているのが分かってくると実はものすごく繋がっているのだと思う。そしてそれをほとんどの人が感じていないというのがものすごくおかしい状況だと思う。それをそこまでしっかりと分からせることができれば話は別である。

例えば会社の経営が苦しくなったら社員の首が切れるというように労働法には書いてあるが、実は「切ってはいけない」という最高裁の判決があるので、多くの企業はめったに首を切らない、という不思議な日本の雇用の在り方がある。これはひとつの例だが、どうもそういうことは授業では習わなくて、労働法の基本という話になると、元々それができてきた欧米の考え方から習う。実際にはポイントとなるものがあり、「三六協定などのために色々できる」とか、そういうことは案外授業では教えない。法学でやってきた人たちはどうしてもまだ、ドイツ、フランス、アメリカ、イギリスの輸入したものを翻訳し、よく理解して日本に合わせた、まさにその輸入学問の典型を扱っているので、それから急に日本社会のことを語れと言われても全然考えていないという人が実定法学者の半分はいると思う。そういう現状の中でどういうことをやるべきなのか、先程二つの提案を出すという話をしたが、社会に役立つという基準にした段階で多くの法律専門家が椅子から落ちてしまいそうな状況という、そのような現状からスタートしなければならないという理解でいる。

- 異分野の方ということで、北村先生に加わって頂いた方が良いのではないかと。法学部を法学部の人だけで語ったのではだめだと思う。
- 法学部の先生のお話を聞いていて、私は工学だが、工学のことを考えると似たようなところがあって、同じようにものすごく大変なところがある。工学に携わるかなりの人が今法学の先生が説明したと全く同じことを思っていると思うので、工学の議論をやると多分同じような意見がでてくると思う。
私がこの質保証のやり方について良いやり方だと思ったのは、教育学の基準サンプルというのを広田先生が作られたが、教育学というものの書き方をすると、ある見方をすると工学とか法学にはややその社会との繋がり、職業教育という意味では似た相似形を持っているところがあるが、わざと職業教育をほとんど語っていない。ほとんど10ページある中の最初と最後のほんの数行に書かれているだけでほとんどの部分は教育学という学問を語られてる。その中で社会が見るときに教育職養成がどうあるべきか、という形の学問が中心になっていて、その横に社会が付いているという内容だった。そうでないと大学の人にカリキュラムが作れる参照基準にならないと思った。やはり工学についてもこれを雛形にして議論をし、これの工学版が作れるというように思う。
- サンプルを作った者として思うのは、社会と関わりのない形で書いていると言う発言があったが、実は学問の本質をこうやって明確にすることで、学ぶ者にとっての意義という議論の中に随分埋め込んでサンプルを作ったつもりである。河合先生が考えている教育の現実、学生の現実から出発するというのはとても重要なところとだと思うが、もうひとつ学問が持っている性格のような部分を、やはりその教育のスタートに据えるというのが質保証の考え方の根本だと思っているので、そこが何か現実に合わせてというような形で参照基準を作ると質保障とはちょっと違う形になる。そこはぜひ学問の固有性みたいなものをきちんと議論して頂くということが重要だと思う。

北原) この議論を聞いて、河合先生はある意味で今の学問にチャレンジしようとしているのだと思った。つまり、ひとつの方向だけで学問を見ていると、社会の現実から見て実は抜けているところがものすごくあるということだと思う。そういうところから論議していった最終的にはやはり学問の性格というか、そういうものにまとめて頂くと非常に良いものができるのではないかとと思う。

- 以前から関わらせて頂いている中で思い出したが、法学の議論をしたときに法学の領域では司法試験とか上級試験のところあまりにも強くて、他の一般の学生の諸君は何かその隅に置きやられているようなところがあるように思う。そこを改革していかないといけないという議論があったが、それは他の領域と関わる

のか分からないが、法学の場合には例えばそういう問題があると思う。ここで議論をする場合にはどこの領域でも基本的には同じような基準とか枠組みとかいうものを一方で考えておいて、それが各領域でそれぞれ固有性や特殊性というのがあるのでそれをどの程度そこへ入れていくかという議論、そういう調整はある意味では必要であろうと思う。しかし、基準とそういう枠組みというものがなければ、ある意味では混沌としてしまうので、それは考えなければいけないと思う。これがでてきた背景には、学士課程、修士課程、博士課程は教育のカリキュラム的な側面が非常に強いと思う。おそらく法学でもどこの領域でも同様に考えていくということになると思う。学士、修士、博士ではどういうシークエンスの違いがあるかというのをはっきりさせないといけない。それからシークエンスということになるとやはりレベル的なものであると思う。それと2番目は方法論がある。法学であればどういう領域であっても基本的には同じ方法論を持っているだろう。学士過程はこのレベルまで抑えて、修士課程ではこのレベルまでというように、やはり学士過程と博士課程は全く違うとか、そういうことはリーガルマインドとかそういうことから言えば問題があるのではないか。一方では協調性があるって方法論だとかそういうものがあるということではないか。だから方法論のところは、研究のところと密接に関係し、先程のカリキュラムとか過程のところと言う場合はどちらかという教育と関係がある。学生がどのような状況でそれに対してどういうレベルに学生を誘っていくか、ということも含めてレベルがあるだろうと思う。それから3番目はやはり領域である。その方法論とかそういうものを含めてみていく場合に、その学問領域が非常に包括的で色々な社会的な影響など、そういうものを入れながら変化していつている。これは我々が議論したのはどういう学問領域でも、その学問が永遠に存続していくかどうか分からない訳で、どんどんと変化していつている。革新的に創造的にいつている訳なので、そういうときに色々なものを取り入れたり取捨選択したりパラダイム転換を起こしたりしている訳だから、これをどう考えるか。ダイナミックな側面があるのではないか。その包括・包接する範囲のようところで先程の法学の領域では社会的なものが入ってきたり、色々しているということがあったのではないかと思うが、他の領域でも基本的には同じような問題があると思う。これをどのように、先程の一般的な共通的な枠組みの中で、どこまでの許容範囲で押さえていくのかという議論があると思う。3つばかり申し上げたが、そのようなものをイギリスの場合54領域に作る時に、大前提としてそういうものを踏まえ、かつ学会が個別例的にそれを作ったということであると思う。日本の場合でもそういう枠組みの中でスタートしてもいいのではないかと思う。

- ダイナミズムの話はまさにどの分野にも非常に関係があるところだが、法学の場合にははっきりしていて、これだけ社会が動いても、刑法と民法は変わっていない。ホットなところは法体系の主流ではないところばかりで行われ、ダイナミズ

ムが大きい宗教法人法、借地借家法などに関係するところは全部そういう形になっているというところがあり、民法、刑法、憲法などを教えていると、まさにダイナミズムからはものすごく乗り遅れていると思う。そしてどこの分野でも似たようなことは起こっているのではないかと思う。

それから司法試験の話がでたが、実は先程はある意味で逆向きから入ったと言ったのにはもっと別のことが念頭にある。多分中位校くらいからだと思うが、どれを学んでもらうか以前に学ぶ意欲がゼロという学生を前にしてどう授業をするのかということになってしまう。はっきり言って、合格者が増えた大学の非常に大きな現実である。そのときに学生たちに、「なぜ自分たちは学ばなければならないのか」ということを理解させるところから出発してやる気を出させる、というところからスタートしなければならない。そこから出発してもらい、先程から説明しているような、不動産の買い方というようなところから入っていき、最後はしっかりと民法では物件とはこうなっている、というように授業を進めたら良いというイメージで考えている。もうひとつは、私は実際にロースクールができた後のカリキュラム作りというのを法学部で行った。そのときにも司法試験と関係のない学生たちへのカリキュラム作りということで話題になったのだが、民法学者や刑法学者というのはアイデンティティを持っている人たちがたくさんいて、「それらをロースクールでは教えなかったとしたら自分たちは法学で何を教えるのか」という話で、内容的にはどうしても民法入門、刑法入門という形になっていき、どんどんとレベルを下げるしかなくなる。アイデンティティを持っている民法学者がいる限り、科目名は民法にしておかないと彼らが腐ってしまうと思う。結局民法、刑法の名前はそのまま非常にひどいことをやった訳ですけども、実は私のこの方式は色々な大学が同じことをやっているという状況で、実際にカリキュラムを編成してどのような科目にするかというところまでやると、こういうことを少し頭に置きながら最後の授業で看板に相応しいところにやっと思ひ着けるといようなものを考えているところである。

北原) それでは法学委員会は発足させるということによろしいか。メンバーはどのようにすべきか考えなければならない。

- 今のところは法学委員会の人たちが候補に上がっていて、抜けてる法分野の人を補充して満遍なく、「〇〇法」という狭い意味の法律学だけではなくに法哲学法何々などというそういうものも含めて 10 数名がノミネートされている状態である。問題はさきほども話題になりましたように他の分野の人にどう入ってもらうかということに尽きると思う。

北原) それはある意味で流れを知っているこの委員会の方に入って頂くのが一番良いと思う。河合先生、浦川先生の他に他の分野から 1～2 名。先程から議論を聞いて

ていると、工学と法学は何か色々似たところがあると思う。工学系の人に入って頂ければ、お互い啓発しあえて非常にいいと思うが、北村委員はいかがか。

○ 法学についてはあまり詳しくないので、検討させて頂きたい。

北原) 工学と法学というのは全然違う分野のようだが、社会と非常に深く関わっているという意味で、教育の在り方に同じような問題が色々ありそうだとこのところがある。工学系の人に入って頂くと非常にお互いに啓発しあうところがあると思うので、お願いしたい。また、広田委員にも参加頂ければと思う。

それでは法学関係は大体以上でよろしいでしょうか。

(4) 理学工学教育全体の分科会について

北原) 次に理学工学教育全体の分科会を作りたいと思う。これは図で言うと、資料1-3の13ページで、22年度中に理工学分野全体の議論をして、その後理学系で二つぐらい、それから工学部全体の議論もしていこうと考えている。理工学分野全体については夏に第3部の夏季部会があり、14ページにあるような図を検討して頂いた。また、三田委員に資料5の1ページにあるように、「『理学工学分野全体の学士課程教育の在り方検討分科会』について」としていくつか論点をまとめて頂いた。基礎基本を重視することが大事ではないかという論点である。これは、質保証枠組み検討分科会の最初の頃に三田委員から理系大学教育の現状と改革ということで説明頂き、「日本の大学は科目が多過ぎる、もっとベーシックなことをしっかりとやるべきではないか」というお話をされたことにも通ずる。また、北村委員が去年7月に、説明した際にもそういうことが必要ではないか、ということに触れている。それから、拓植綾夫先生がつい最近サイエンスカフェで使われた原稿を送って頂いたものが資料5にあるが、拓植先生は21世紀の科学技術のリベラルアーツを議論したいということは何回も訴え、その基礎を重視しようということだった。例えば提言の中に1・2年次教育に工学リベラル、彼の原稿の9ページのところに工学リベラルアーツというものをやり、工学専門科目というものをやってというような提案をしている。最初に工学全体の基礎となるようなことをやり、その後専門に入っていく方が良いのではないかという提案をされている。

それで、我々も理工系学生に対しては、理工系全体を繋ぐようなテーマというものもあって良いのではないかということを考えてきた訳である。そういうことをめぐってこの理工系分野全体の在り方検討分科会というものをぜひ発足させたいと思うので、これについて意見交換をさせて頂き、メンバーを決めていければと考えている。どなたか手を上げて頂けるとありがたいと思う。

今度は第3部の部長の先生、それから生物学をどうするかということをも第2部の先生とも相談しなくてはいけないということであり、理工学全体の生物学をどうするかということもある。そのようなことを本日意見交換をした上で、これからこの全体の分科会を作っていきたいと考えている。なお、この件については工学院大学の橋本秀雄先生と少し相談して、「工学系ならば日本の展望委員会の報告の取りまとめに尽力した笠木伸英先生にも参加して頂いた方が良いのではないか」という助言も頂いている。

- 少し気になっているのは、ここで多くの先生方が非常に熱心に考え、色々と資料もでてくるが、時々巷で耳にするのは、「学術会議とはいったい何をしているのか」「いっぱい資料をつくるけれどもそれが実際現実化しているのか」「この分野別の質保証の在り方についてでも実際に大学にこういうものが入ってきたらどうなるのか」ということである。皆30年、40年と同じことをずっと教えてきた中で、「また何か変えなければならないのか」「こんなに忙しいのにまた何かやらなければならないのか」ということになる。だから、色々と良いアイデアがたくさん入っているが、そういうことが実際に実現するかというところで、何か仕組みがないと実現できないのではないかと思う。だから今度分科会を色々と設置される予定となっているが、その中でもどうやってこれを実際実現していくのか、ということの色々と考えなければならないのではないだろうか。

私は、「自発的にこれをするように」と言ったとしても皆に従ってもらえるようにはならないと思う。例えば、JABEEのやり方はものすごく素晴らしいものだと言われているが、他方で、「こんな忙しいことをするのはもうまっぴらごめんだ」「これは何のメリットもない」「もうやめよう」というような意見も耳にすることがある。だから、折角ここまで議論してきたのだから、皆で質保証というものに対してきちんと大学の方で動いてもらえるような仕組みが必要ではないかと思う。

- 先生の指摘は質保証の分科会でも繰り返し議論をされてきた重要なポイントである。全体として今までの議論の流れで言うと、片方であまりにも何か強圧的に何か実効性があるようなものにすると、逆に大学教育の質保証を損なうという部分があると考えている。そもそも各大学の自主性・自発性に任せるような仕組みとして提案している部分があるので、あまり性急に、というよりは、もう少し長期的に大学の質保証をやろうというのが分科会での基本だったと思う。そのときにこれまで大学教育の質を云々するスタートの点がどこにもなかったのだから、そういう意味では学術会議がこの委員会でやろうとしていることは、教育の中身について何らかのベースになるものをつくろう、長期的にはこれが言わば足がかりになってカリキュラムを作っていくような割合長期的に役に立つ仕組みではないか、という議論がされていたと思う。

つまり、今は教育の中身をきちんと各大学で説明しないといけないというような時代になっているので、「こういう足場で、こういうことを考えて、こういった教育をやっています」というようなことを言わないといけない流れとなっている。そのときに中身について今まで何もなかった中でこれがでてくる訳なので、そういう意味では大学にとっては結構都合が良いものだと考える。

北原) それについては北村委員が以前に色々と提案されていた。

- この参照基準、「基準」という名前が付いているので評価と誤解されてしまうこともあるが、これは評価とは全く別物である。参照資料にあたると思ってもらえばよいと思う。だから基準を作るのではなくて、参照の資料、大学を良くするための資料をつくるというものである。それを使える仕組みというのは大切だが、決してそれを上回るとか下回るとかということについてどうこうするというものではない。

正しい認証評価を見てみると、実質的には「各分野のターゲットをまず書きなさい、宣言しなさい」というのが教育のやり方なので、それを表現するときに、自分たちのターゲットを表現するときにこれが結構難しい。「これを表現しなさい」ということになってくると何らかの自分たちのアイデンティティや固有の特性は何かということを考えなければならなくなるが、そのときの資料というのはあまりない。現実社会と繋がっていて、学生をどうやって喜ばせれば良いかなどということは考えるが、もっと本質的な、「自分たちのターゲットとは何か」ということが書けないことが多い。これは大学全体のことならば書けると思う。大学には建学の精神というのがあり、どの大学も皆良く書いてある。しかし、その下のレベル、例えば法学部や工学部で「私たちのターゲットは何か、というのを5行ぐらいで書きなさい」と言われたらもう書けなくなってしまふ。この時に、学術的な本質を突いているものが参照になり、そこを見ながら書けばはずれのないターゲットをつくることができ、それに対して自分たちが具体的に学生をどう育てたのかどういう成果がでたのかというのを書けば自然に評価の形になってくるので非常に作り易い、だから使って下さいというのを宣伝すれば自然と使ってもらえるものであると思う。だからこれは参照基準ではなくて参照資料だと思っている。

北原) そういう使われ方はあると思う。自己点検・自己評価を書く、あるいは中期計画を立てるときに、「この研究科、この学部、この学科の特徴は何か」ということで、この学術会議がこれからつくる参照基準が非常に参考になるという形でやって頂くのがひとつの仕組みかと考える。

- 実際の評価の前に、教育のカリキュラムをどのように組んでいくか、学生をど

う育てるか、ということを考える際に、今まで学部の中の力関係や以前からの情性で決まっているような状況を変えていく、そのための統一的な見通しを立てるためのものというように考えれば随分役に立つのではないかと思う。

北原) この分科会の基本的なコンセプトを説明すると、例えば理工系分野のところでは、ひとつは基礎基本の重視を書こうかと考えている。次に理系学生に必要とされる現代科学の総合的な把握。そして学士課程—修士課程—博士課程の階梯の在り方である。

博士課程の学生に対して色々な社会的なエレガンスを教えなければならないというプログラムがやっとでてきて、博士課程の学生は自分の専門の研究以外に色々忙しい状況になってきているが、特に工学系の場合、これは本当は逆ではないかという気がしていて、本当はそのコミュニケーションとか社会的エレガンスというのは一種の教養的な要素、あるいは俯瞰的な要素であって、下の方で学ぶ機会があって、そしてむしろ修士課程、博士課程にいくに従って先端化していくという方が本来のあるべき姿ではないかと考えている。そういうときに学士課程における基礎基本の重視と言うのは非常に重要ではないかということが考えられる。それから理学分野と工学分野の関係性ということで、理学と工学というのは非常に色々密接に繋がっている部分が多く、これをどう考えるかということと、それから他には生物学をこの理工学全体の中でどう位置付けるかということもある。また、統計学の意義というのをどうするかということもある。統計学科というのはあまりないが、統計的な考え方というのは非常に重要で、これも理工学分野で重視する必要があると思う。それから教育という視点からも理工学分野全体の検証、これは先程の逆三角形型の上の方で色々なことを学ばなければいけない状況からもう一回出直すべきではないかということである。それから、分野別委員会とどのように関係していくか、そのあたりのことを議論する必要がある。それを理工学分野全体の学士課程の中の検討委員会でこれを議論していく必要があるだろうと考えている。

- 理学と工学を一体的に考えていくということのメリットもデメリットもあると思うが、例えば最初の基礎基本の重視をめぐってということで、文系理系双方の学生に共通して必要とされる科学技術リテラシーということが議論になったが、先程の法学の議論と同じようなことになってしまう恐れがあると思う。つまり、ディシプリンの本質という議論をすることと、文系理系その学士課程共通に必要とされる科学技術リテラシーということで、先程の議論だと最終的には戻ってくることは同じだったと思うが、この分野はこういう話になかなか繋がってこない恐れがあるのではないかというような印象を持った。
- 逆に理系の学生に共通して、という話しは、理系の学生でも色々な分野がある。

理系の学生に共通して必要とされる科学技術リテラシー、文系又は法学の方も、扱われる中で物理や数学等という素養が必要となることもあるかもしれないが、それは少々別の話だと思う。

廣田) この分科会で主として議論頂きたいことは、理系学生に必要とされる現代科学の総合的な把握だろうと思っている。文系理系双方の学生に共通して必要とされる科学技術リテラシーは主として今回の回答の第2部の教養教育の方でかなり書いて頂いている。あえてこの二つをでたのは、資料5の柘植先生の資料にもあるが、科学技術リベラルアーツということでこの文系理系双方の学生に共通して必要とされるものと、それから理系学生に必要とされるものを一緒のように述べられている感じがした。そこでこれを明確にして頂くことが必要なのではないかとということでこの二つを書いている。しかしながら主として議論頂くべきことはやはり理系学生に必要とされる現代科学の総合的な把握だろうと考えている。

北原) 柘植先生は、科学技術リテラシーというのは理系の学生でも持つべき生活、人間社会との関わりというような書き方で書いてあると思う。つまり理工系の学生に理工系リベラルアーツというところで、その社会生活と人間との関わりというものを考える必要があるのではないかという提案をしているのではないか。ただ、あまり広げるとなかなか焦点がぼれられないかもしれない。

○ 話が少し変わるが、日本で理工学と言った場合には「機械」とか「電気」というように、非常に無機的な感じがする。しかし実際に世界を見ると、生命科学なども理工学である。日本でそれが農学部や薬学部や医学部に丸投げされてしまっていて、工学部の中のウェイトでよその国と比べると、日本の中ではこの3つの学部の中の小さなひとつになってしまっている。工学部・理工学部という名前から日本人、例えば高校生が想像するのは非常に無機・機械的なもので、生命ではないような感じを受ける。実際には世界的には生命科学というものは非常に理工学の中に入ってきていて、理学部も工学部もかなりの内容が変わってきているというようなことがあるので、そういうことも大きな問題として取り上げて頂きたいと思う。生命科学は農学部や薬学部や医学部などやり、理工学部はむしろ無機的なことだけをやるというだけでいいのだろうか。

北原) そういう意味では学術会議も、2部と3部で分かれているので、そうなってしまっているのかもしれない。我々の議論の中では一緒の方がいいだろうか。

○ 機械的と思われる機械工学部でも、生命バイオなどというものはかなり入ってきている。そういう無機的なものと、例えばセンサーを手の中に埋め込むとかそういうようなものはいくらでもある。その協調というものは入れようと思えば入

れられると思うが、少々大きくなり過ぎてしまわないかとも思う。逆に理学と工学を一緒にして理工学でいかどうかということも大きな論点のうちのひとつではないか。どこが違うかというのはかなり考えているが、科学と技術という訳ではなくて、理学の方も例えば職業を追って考えれば技術者になる方が多い。先程の学問というところを見ると、人間の価値観というところしか差がないと思う。「人間の価値観を学問の中心に据える理系の科学」なのか、「価値観がなくても存在する理系の科学」なのかというのはかなり違うということで、他の言い方をしたら、システムの機能というものを非常に重要視するか、それにどこまで人間というものが関わっているかというのが工学と理学の違いであるということの他はあまり違いがないようなので、一緒にしてもいいと思うし、基本の重視なのか理学分野と工学分野の関連性なのかは分からないが、人間の価値観が変われば当然今までやってきた工学というのは全くだめなもので新しい工学が必要になる。当然当たり前のように全部ひっくり返してしまうことができるのが工学というものであろうかなと思っている。その辺の議論が必要なのではないか。

北原) 大分本質的な話になってきた。物の価値観を抜くと物質だが、機能を入れると材料になる、同じ物なのに、そういう意味でその材料になると工学の話になって物質になると理学の話になるということだと思う。

その二つのものは一緒、研究とかその探求する方法論としてはほぼ同じだと思う。しかし目的とするところが違う。そういうものを混ぜて議論していいのか、ある程度分けた方が良いのかという話だと思う。

- 生物学、生命科学というものの括り方や位置付け方というのは、位置付けの話次第で議論が変わると思う。教育学のサンプルを作ったときに気が付いたのは、固有の分野として固有の認識の限界のようなものもきちんと抑えないといけないということである。そこで固有の見方をするがゆえに別のものをきちっと学ぶ必要があるというようなことを同時に書いた。理工学を物質を中心に書いたときにその価値の問題をどうするかとか、そういう固有の認識がしばしば持つてしまう限界みたいな部分をきちんと議論して頂くことが有益なことで、カバーすべきことだと思う。
- 価値観が入ってくると、重要な方向性というのが変わってくるのがしばしばあると思う。学生に教える内容とか方向性も当然変わってくる。そこで工学と理学というのは教育に対して決定的な違いが現れてくる可能性はかなり高い。
- そこは次のステップで、理工学で議論して頂いた次に共有したもののなかで細かく「自分たちはこうだ」とかという議論をしていく、だから一番上からはとりあえず共有共通の部分を具現するという作業だと思う。

- 議論を本質的なところに戻していくとなかなか収束が尽きないので、あらゆる原始的な対応しか仕方がないと思う。まず理工学部全体の話をして、その次というステップなので、それはあまり問題にならないと考えます。

北原) 理工学教育全体の分科会はとにかく発足させて、まずは理学工学の違いと共通点も含めて議論をするというところから始めたいと思う。では、メンバーを決めたいと思うが、この中で何人かでて頂ければと思っている。北村委員、三田委員、尾浦委員、広田委員にはぜひ参加して頂きたい。第3部の岩沢先生にも入って頂こうと思う。

まずは、理工学教育全体の分科会準備会のようなものをつくり、少しワーキンググループでこれの論点をもう少し整理した方が良いと思う。そして私、三田委員、北村委員、広田委員に加え、小林信一委員、小林傳司委員にも入って頂き、その理工学系全体の分科会のための準備会のようなものを作ってそこで少し論点を整理しておきたい。そこに岩沢先生も入って頂いてどのように進めるか、これで全体をまとめた方が良いのかということこれから議論したいと思う。

- 生命科学の関係で、唐木委員か室伏委員に入ってもらった方が良いと思う。

北原) では唐木委員と室伏委員にもお願いしたい。

(5) シンポジウム「大学教育と就職問題を考える」

北原) 最後に、シンポジウムのことで高祖委員から発言をお願いしたい。

- 資料6について。公開シンポジウム「大学教育と職業との接続を考える」という大きなテーマで2回のシンポジウムを開催する計画で話が進んでいる。日本学術会議と東京大学と朝日新聞の3団体が共催で開催する予定である。後援は、申請中のものもあるが、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国立大協会、公立大学協会、私立大学団体連合会、経団連、同友会、日本商工会議所、連合であり、それぞれで大学と社会の接続に関わる色々な立場の人たちが後援に加わる見込みで、仕組みが今整いつつある。第1回目は「大学生の就職をめぐる諸問題と当面の打開策」として、11月22日に東大の安田講堂で開かれる。2回目はそれを受けて、12月20日に同じく東大の安田講堂で行う。第1回目については、開会挨拶に続いて第一部の基調講演を私が、これまで大学と職業との接続検討分科会との関わりがあったのでやらせて頂き、第2部の講演として勝間和代さん、内閣総理大臣補佐官の寺田さんにそれぞれのテーマで講演をして頂く。第3部はパネルディスカッションとして、委員会のメンバーの本田由紀委員と朝日新聞の山上

浩二郎さんのお二方にコーディネーターになって頂き、大学関係者、企業関係者、学生に登場頂いてパネルディスカッションを行う。

それを受けての第2回目は、「大学教育と産業社会との関係について考える」というテーマにして、産業社会の在り方も含めて考えようというような展開になっている。第1部の講演の中では北原委員長にもご登場頂き、続いて東京大学の北森先生にお話し頂く。経団連の井上様には、現在行っている経団連のアンケートの集計結果の概要について、同友会の前原専務理事には、産業界と大学両方におけるご自身のご経験からの意見を、それから千葉大学の広井先生にも加わって頂く。第2部のパネルディスカッションは、一回目と同じように本田委員と山上さんお二人方にコーディネーターになって頂き、ここに名前が上がっている方々にご登場頂いて議論していく。こうすることで、大学教育と職業との接続についての取り組みが一過性で終わらないように、色々な企業の方たちや連合の方々、学生、大学教員が全部加わって望ましい社会に向けて歩んでいけるような仕組みを少しずつでも進めていきたいという趣旨である。

- 大学教育と職業との接続という私どもの分科会のテーマは、相手が職業と言いますか企業との関係という大変難しいテーマで、何か参照基準を作っておけばその教育機関の参考に使ってもらえるだろうというような希望的観測は一切持てない大変厳しいものである。これを放置しておけば全く紙くずに終わるような報告書というか提言に過ぎないものを、何とか少しでも今の問題状況の改善に繋がりたいということで、このシンポジウムを開催したところで何か解決に繋がる訳ではないかもしれないが、この問題に関わっている人たちがひとつの場に来て頂くことで、今後の足がかりにしていきたいというそういう決意の現われのようなものである。だからこのシンポジウムを単なるその場のお祭り騒ぎに終わらせないことが必要だと思う。
- 参照基準等を通して大学もこういう方向に向けて変わっていく、そしてその変わっていくところを企業もちゃんと見て欲しい。それを評価しながらこの接続の問題を考えて欲しいという、相手を変えようというよりも、「自分たちも変わるんだからその関係する方達にも変わって欲しい」というようなメッセージの出し方ができる場になればと願っている。
- 第2回シンポジウムで来て頂く居神先生というのは、学生の現状というところからご発言して頂くためにあえて入って頂いたという経緯がある。つまり、東京大学の安田講堂という場所で学術会議や東京大学の名でこういうことが議論された場合に、日本にこれだけ拡大してしまったこの大学のごく一部を念頭に置いたような狭い議論になってしまう恐れがある。だから、今の大学の現状というものを見据えてその苦々しい面もしっかり見てそういう議論よりも現実的な議論

をしていく必要があるということを思っている。

高祖) 申し込み先は朝日新聞社で、全部インターネットで申し込むことになっている。ぜひ多くの人に参加して頂きたいと思っているので、これに関心のありそうな学生、教員、職員あるいは親、企業人そういった方々に情報を流して頂きたい。ぜひこの問題をご一緒に考える機会にしたいと考えているので、どうぞよろしくお願いしたい。

北原) 社会的な関心というか政策の方も含め、継続してやっていくことが大事だと思っている。

最後に、今年の4月から5月にかけて3認証機関と学術会議で共催のシンポジウムを3回開催した。その3機関と学術会議で共同声明を出そうということになり、これがまとまりましたので、これについて廣田参事官から説明をお願いしたい。

廣田) このことはこれから策定して頂く参照基準が大学でどう活用されるのか、という先程のご指摘と非常に関係のあることで、大学の方から認証評価と参照基準の関係がどうなるのかという問い合わせが従来から非常に多く寄せられている。それに答えるために春に3回連続のシンポジウムを認証評価機関と合同で開催した。非常に注意深くあらねばならないこととして、分野別評価というようなことが従来言われている中で、この参照基準がこの認証評価の中でがっちりと大学の評価基準として組み込まれる可能性もない訳ではない。それは参照基準の活用という点では望ましいことであるかもしれないが、全体としては教育をいびつなものにする可能性もある。とはいえ、全く評価と関係がないというような位置付けにするのはどうなのか、というようにバランスが難しい問題がある。今回のその3回のシンポジウムでは、基本的には分野別の参照基準は分野別の評価の基準ではないということを最後に確認し、このことが明確にされた。だから、参照基準が評価ということである種の強制力を持って使われるものではないことがむしろ確認頂いた訳だが、この、評価あるいは大学に対するアカウンタビリティのようなものはこれからも強まっていくことはあれ、その逆の方向性はないと思われる。例えば今回、大学設置基準が改正され、大学が情報公開を行わなければならない項目のひとつとして、具体的な各課程の学習目標等を明確にすること等が義務付けられたが、そうした中でこの参照基準が、ある種大学によって活用されるような、ある種の環境というものが形作られていく方向性にあるだろうというように考えている。また、このシンポジウムを開催したときには、まだひとつも参照基準ができていないという状況だったので、具体的にどうするという話も深まりようがないということがあったが、今後言語・文学あるいは法学の参照基準が順次できてくると、やはりまた評価とどういう関わりになるのか、というような

こともおそらく考えていかなければならない。ただその際バランスというものを非常に慎重に考えることが必要である。今回のこの共同声明においてはこの参照基準と評価の関係のところで一切言及されていないが、この問題は引き続き検討がなされるべき課題であると思っている。

北原) この文章をつくるときに一番強調したかったのは、真ん中のパラグラフである。一連のシンポジウムを通じて、各大学による自律的な質保証と大学コミュニティにおける相互支援が、大学教育の質保証の根幹でなければならないということが、改めて確認された、というところを強く言おうと思った。よって、自律的な質保証が一番根幹だということを一応皆で確認した、ということがこの声明の一番大きなところだと思っている。こういう形で何とかまとまったので、これをこれから一緒にやりましょうということになる。

(6) その他

・
廣田) 今後のスケジュールとしては、学位の分科会は幹事会で設置の了承を頂いているので、言語・文学と法学の分科会についても 11 月 25 日の定例幹事会に付議し、そこで学位の分科会も含めて今度審議して頂く委員の任命も行うという手続きを考えている。年内に第 1 回の会合を開催したいと考えている。

以上